

必要な書類について

保育の利用を希望する方は、「申請書兼申込書」に以下の書類を添付して提出してください。

保育を必要とする事由	内容	証明書類
就労	月 64 時間以上(1日4時間以上、かつ月16日以上)の実労働をしていることが最低条件です。 ※無給での自営等手伝いや出荷物のない農業は <u>入所不可</u> です。	【会社勤めの方】 就労(内定)証明書 ・・・市所定の用紙に勤務先で証明を受けてください。
		【自営業・農業の方】 民生委員からの証明書 ・・・市所定の用紙に記入のうえ、お住まいの地区の民生委員から証明を受けてください。
妊娠、出産	産前 8 週産後 10 週程度	母子手帳(出産予定日が確認できるページ)の写し
保護者の疾病、障がい	疾病による入院・通院または障がい児童の保育が困難な場合	【疾病】・・・市所定の「 <u>申立書</u> 」(<u>入所決定時には医師の診断書</u> が必要です) 【障がい】・・・障がい者手帳・療育手帳等の写し(氏名と障がい程度が分かるページ)
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護保険の認定結果等により、常に介護が必要とされる者の介護をしている場合	・被介護者の障がい者手帳や診断書の写し、介護保険被保険者証等 ・介護のスケジュールが分かるもの
災害復旧の場合	震災、風水害、火災その他の災害の復旧の間、保育できない場合	り災証明等
求職中の場合	※入所承諾期間は3ヵ月となりますので、3ヵ月以内に就労証明書を提出してください。	ハローワーク受付票 ※学校の臨時講師等で、ハローワークを利用しない方は「求職活動申告書」
就学中の場合	職業訓練校等における職業訓練を含みます。	在学証明書または学生証、受講決定通知書等の写し(時間割等スケジュールが分かるものも添付してください。)
その他、児童を保育できない特別な理由がある場合		民生委員からの証明書

◆市所定の様式は、市 HP からダウンロードするか、市子育て推進課窓口でお受け取り下さい。

長井市 HP : <https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/kosodatesuishin/2/1/1/2081.html>

※長井市 HP 内で「保育施設等利用」で検索すると、該当ページに簡単にアクセスできます。

申込み後に保護者の勤務先に変更があった場合はすみやかに子育て推進課へご連絡ください。
(提出済の書類と実態が異なることが判明した場合、虚偽申告として申込み(利用)取消とする場合があります。)また、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合もすみやかにご連絡ください。